

# 資料 3

令和3年度介護保険制度改正に伴う市条例の対応について (国の基準省令が改正されることに伴い、市条例を改正)

## 主な条例改正の内容

### 1 経過措置あり

(全サービス共通事項に関するもの)

項目	内容	留意事項及び関連する通知等
①感染症対策の強化 【経過措置期間3年】	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付けます。(R6.3.31まで努力義務)	◎「指定地域密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスに関する基準について」  基本的な考え方や対応すべき内容が項目ごとに記載されていますので、参照すべきガイドラインやマニュアル等もそれぞれ示されているため、あわせて確認してください。
②業務継続に向けた取組の強化 【経過措置期間3年】	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練等の実施を義務付けます。(R6.3.31まで努力義務)	
③高齢者虐待防止の推進 【経過措置期間3年】	虐待の発生及び再発防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらを実施するための担当者を定めることを義務付けます。(R6.3.31まで努力義務)	
④認知症介護基礎研修の受講の義務付け 【経過措置期間3年】	認知症について理解の下、本人主体の介護と尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させる必要な措置を義務付けます。(R6.3.31まで努力義務)	◆次の資格を有さないものについては、認知症介護基礎研修を受講させる必要な措置を義務付けます。 ＜医療＞看護師・准看護師・医師・歯科医師・薬剤師 ＜福祉＞介護支援専門員・実務者研修修了者・介護職員初任者研修修了者・生活援助従事者研修修了者・介護職員基礎研修改定修了者・訪問介護職員養成研修（一級過程、二級過程）修了者・介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・管理栄養士・栄養士・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師 等

(地域密着型介護老人福祉施設)

項目	内容	留意事項及び関連する通知等
①介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化【経過措置期間6月】 R.3.10.1～義務	介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付けます。(令和3.10.1から義務)	対象：地域密着型特別養護老人ホーム 介護報酬の解釈（赤本）を御参照ください。
②口腔衛生管理の強化【経過措置期間3年】	口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求めます。(R6.3.31まで努力義務)	
③栄養ケア・マネジメントの充実【経過措置期間3年】	栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける。(栄養士又は管理栄養士の配置を位置付ける)とともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求めます。(R6.3.31まで努力義務)	

④個別ユニット型施設の整備・勤務体制の見直し【経過措置期3年】	<p>ア 1ユニットの定員を、夜間及び深夜も含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案した職員配置に努めるよう求めつつ、現行「おおむね10人以下」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。</p> <p>イ ユニット型個室の多床室は、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新設を禁止する。(R6.3.31まで努力義務)</p>	
---------------------------------	--	--

## 2 経過措置無し

(全サービス共通事項に関するもの)

項目	内容	留意事項及び関連する通知等
①ハラスメント対策の強化 ※経過措置無し	介護サービス事業所の適切なハラスメント対策を強化する観点から、すべての介護サービス事業所に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策を求めます。	◆ハラスメント対策には経過措置がありません。 ハラスメント対応は、男女雇用機会均等法において義務付けられています。
②会議や多職種連携におけるICTの活用	運営基準において実施が求められる各種会議等について、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。(利用者等が参加して実施するものは、利用者等の同意が必要)	◆運営推進会議や各種委員会等がテレビ電話装置等を活用して開催できますが、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器を使用し、個人情報に留意することが要件となります。
③利用者への説明・同意等に係る見直し	利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等の利用者へ書面で説明・同意をおこなうものについて電磁的記録による対応を原則認めます。(電磁的方法での文書の取扱いは、事前に利用者又は家族等の承諾を得る必要があります。電磁的方法の範囲についても解釈通知を確認してください)	◆電磁的方法での文書の取扱いについては、事前に利用者又はその家族等の承諾を得る必要があります。電磁的方法の範囲についても解釈通知に例示されていますので確認してください。 ◆個人情報についても配慮が必要となりますので、個人情報に係るガイドラインを必ず確認してください。 ◎「指定地域密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスに関する基準について」
④記録の保存等に係る見直し	介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取扱いを求めたうえで、電磁的な対応を原則認めます。(市条例：5年間保存)	◎「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び...実施上の留意事項について」
⑤運営規程等の掲示に係る見直し	利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規定等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形(ファイル等)で備えおくことを可能とします。	
⑥科学的介護情報システム(LIFE)の活用とPDCAサイクルの推進	全てのサービスについて、科学的介護情報システム(LIFE)を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨します。	◆科学的介護情報システム(LIFE)の活用等が要件となる科学的介護推進体制加算の算定をする場合には、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び...実施上の留意事項について」も参照してください。 ◎「指定地域密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスに関する基準について」 ◎「科学的介護情報システム(LIFE)の活用等について」

※関連する通知等について・・・基本的な考え方や対応すべき内容が項目ごとに記載されていますので、参照すべきガイドラインやマニュアル等もそれぞれ示されているため、併せてご確認ください。